

令和6年度からの中小企業診断士実務補習に関するお知らせ

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

中小企業診断士第2次試験に合格された方は、合格後3年以内に、「実務に従事した日数」または「実務補習を受講した日数」の合計が「15日以上」を満たすことにより、中小企業診断士として経済産業大臣に登録の申請を行うことができます。

なお、令和4年4月1日付で「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」の一部が改正され、実務補習における「診断又は助言を行う対象中小企業者数」が「3以上」から「2以上」に改定されました。（日数が「15日以上」は変更なし）

それに伴い、令和6年度冬期実施分（令和7年2月実施分）の実務補習より下記のとおりコースを変更しました。

1. 設定コースの変更

コース	現 行	変更後
15日間コース	1企業につき5日間×3企業を診断 … これを1回受講	1企業目8日間+2企業目7日間の2企業を診断 … これを1回受講
5日間コース	1企業につき5日間×1企業を診断 … これを3回受講	コースの廃止
8日間コース	コースの設定なし	1企業につき8日間×1企業を診断 … これを2回受講

2. 設定コースの変更時期

実施時期	実施コース
令和6年7月・8月・9月実施	5日間コース（一部の地区は8日間コースもあり）
令和7年2月実施 ※1	15日間コース（8日間+7日間）と8日間コース
令和7年7月・8月・9月実施 ※2	8日間コース

※1 令和8年2月以降の2月実施分は、令和7年2月実施と同じコース設定

※2 令和8年7月・8月・9月以降の夏期実施分は、令和7年7月・8月・9月と同じコース設定

3. 実務補習の受講のみで中小企業診断士の登録申請を行うための受講パターン

ケース	受講パターン
ケース1	8日間コースを2回受講
ケース2	15日間コース（8日間+7日間）を1回受講
ケース3	5日間コースを2回受講+8日間コースを1回受講

4. 問い合わせ先

一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会 実務補習係 電話：03（3563）0851